

○石垣市市民活動保険実施要綱

令和3年4月1日

告示第75-4号

（目的）

第1条 この要綱は、市民や市内に活動の拠点を置く市民団体等が行う市民活動中の事故について、石垣市市民活動保険制度（以下「保険制度」という。）をもって補償することにより、市民が安心して市民活動に参加できるよう支援し、もって市民活動の活性化・健全な発展並びに石垣市における市民協働のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 市民団体 市民（市外居住者を含む。）により自主的に組織された市内に本拠地を有する非営利活動団体等の団体。なお、地方自治体が出資した市民活動に類する事業を行う法人もしくはこれに準ずる団体も市民団体とみなすことができる。
- （2） 市民活動 市民及び市民団体が行う社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、青少年育成活動、地域社会活動等で、本来の職場を離れて自由意思のもとに行う継続的、計画的または臨時の公益性のある直接活動。
- （3） 市民活動の指導者 市民団体において市民活動の計画立案および運営の指導的地位にある者またはこれに準ずる者（市外居住者を含む。）で、個人で活動する市民を含む。
- （4） 市民活動のスタッフ 市民団体の構成員や指導者の補助員など市民活動の実施に伴ってその運営に従事する者（市外居住者を含む。）。
- （5） 市民活動の参加者 市民活動に参加中の住民等第三者をいい、当該活動の観覧者および応援者は除く。
- （6） 賠償補償対象者 市民活動の指導者、市民活動のスタッフ及び市民団体の代表者等で、市民活動中の事故により損害賠償責任を負った者
- （7） 傷害補償対象者 市民活動の指導者、市民活動のスタッフ及び市民活動の参加者等で、市民活動中の事故により傷害を負った者

（保険契約及び適用）

第3条 保険制度を実施運営するために、市は損害保険会社（以下「保険会社」という。）と損害保険契約（以下「保険契約」という。）を締結するものとする。

2 この要綱に定める保険制度の適用は、保険契約の締結期間内の事故を対象とする。

（対象事故）

第4条 保険制度の対象となる事故の種類及び意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 賠償責任事故 市民活動中に、賠償補償対象者の過失により市民活動の参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、当該賠償補償対象者が法律上の損害賠償責任を負う事故
- (2) 傷害事故 市民活動中に、傷害補償対象者（市民団体の構成員名簿や市民活動の計画書等における参加者名簿に氏名等の記載があるなど、あらかじめ当該活動に従事していることがわかる者をいう。）が、次のいずれかに該当する間に生じた急激かつ偶然な外来の事由によってその身体に傷害を被ること（以下「事故」という。）をいう。

ア 市民活動に従事もしくは参加している間

イ アの活動が行われる場所と傷害補償対象者の自宅との通常の往復中

2 前項第2号の事故は、市外における打合せ会、宿泊及び旅行を含む事前調査その他の活動を含むものとする。

（適用除外）

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故等については、保険制度の対象としない。

- (1) 自主的な団体、地域住民組織及び個人の活動とは認められない活動
- (2) 広く公共の利益を目的とした自主的、自発的な活動とは認められない活動
- (3) 突発的、即興的であって計画的、習慣的、定例的とは認められない活動
- (4) 賠償補償対象者又は傷害補償対象者が、無報酬（実費弁償を除く）とは認められない活動
- (5) 海外視察など日本国外における活動
- (6) 政党・政治家の支援、政治施策に対するデモなどの政治活動
- (7) 神社やお寺の祭りなど宗教活動と認められる活動
- (8) 営利目的と認められる活動
- (9) 自宅近所の清掃など自助的な活動、趣味のサークル、勉強会、研修会、親睦会など自己の楽しみ又は会員相互の研鑽・懇親のために行う活動並びに PTA 活動など特定の会員若しくはその子弟のための活動
- (10) 労働団体、経済団体その他の団体・企業等の本来業務と認められる活動
- (11) 課外授業、部活動、運動会、学校・保育所施設の清掃など学校又は保育所の管理下の活動
- (12) チェーンソー・重機など危険度の高い器具を使用する活動、野焼き、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、高所作業、だんじり祭りなど危険度の高い祭りその他危険と認められる活動
- (13) 法令の規定による災害補償が適用される事故。ただし、沖縄県災害見舞金及び石垣市小災害見舞金の支給対象となる事故を除く。
- (14) 第3条に規定する保険契約に係る保険約款及び各種特約条項（以下「保険約款等」という。）において免責とされる事故

2 前条及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事故については、保険制度の対象としない。

(1) 賠償責任事故

- ア 賠償補償対象者の故意により発生した事故
- イ 賠償補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
- ウ 戦争、テロを含む変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうによる事故
- エ 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故
- オ 賠償補償対象者の同居の親族に対する事故
- カ 賠償補償対象者が占有し、使用し、若しくは管理する車両（原動機がもっぱら人力である場合を除く。）、船舶及び動物に起因する事故
- キ 施設の建設、改築、改造、修理等の工事に起因する事故

(2) 傷害事故

- ア 傷害補償対象者の故意または重大な過失により発生した事故
- イ 傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
- ウ 傷害補償対象者の無資格運転又は酒酔い運転による事故
- エ 傷害補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失による事故
- オ 傷害補償対象者の妊娠、出産、早産または流産による事故
- カ 傷害補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置による事故
- キ 戦争、テロを含む変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうによる事故
- ク 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故
- ケ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染による事故
- コ 他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「ムチウチ症」）又は腰痛

3 前条及び前2項の規定にかかわらず、スポーツ活動において、観覧者や応援者が当該スポーツ活動に直接起因して傷害を被った場合は保険制度の対象とすることができる。

（賠償責任事故の保険金額）

第6条 賠償責任事故に係る保険金の額は、損害賠償金及び保険会社が認めた費用とし、次の各号に掲げる区分に定める金額を限度とする。

- (1) 身体賠償 1名につき1億円 1事故につき2億円 自己負担額5,000円
- (2) 財物賠償 1事故につき 500万円 自己負担額5,000円
- (3) 保管物賠償 1事故につき500万円 自己負担額5,000円

2 前項の規定にかかわらず、生産物賠償にあっては前項第1号に定める1事故に係る額、保管物賠償にあっては前項第3号に定める1事故に係る額を1保険期間中における限度額とする。

(傷害事故の保険金支払額)

第 7 条 傷害事故に係る保険金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 傷害補償対象者が傷害事故を直接の原因として、当該事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したときは、その者の法定相続人に対し、死亡保険金 500 万円（既に支払った後遺障害保険金がある場合は、それを控除した金額）を支払うものとする。
- (2) 傷害補償対象者が傷害事故を直接の原因として、当該事故の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対して後遺障害保険金を支払うものとし、その額は 500 万円に別表に定める障害の区分に応じ、それぞれ同表に定める割合を乗じた額とする。
- (3) 傷害補償対象者が傷害事故を直接の原因として、その直接の結果として入院した場合は、その者に対し入院保険金を支払うものとし、その額は入院した日数に応じて、事故の発生の日からその日を含めて 180 日を限度とし、1 日につき 3,000 円とする。また、傷害事故を原因として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に病院又は診療所において手術を受けた場合、1 事故に基づく傷害について 1 回の手術に限り、入院中に受けた手術の場合は 30,000 円、外来で受けた手術の場合は 15,000 円を支払うものとする。ただし、次のいずれかに該当する手術は対象外とする。

ア 創傷処理

イ 皮膚切開術

ウ デブリードマン

エ 骨もしくは関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術及び授動術

オ 抜歯手術

- (4) 活動者が、傷害事故を原因として、その直接の結果として通院した場合は、その者に対し通院保険金を支払うものとし、その額は通院した日数に応じて、事故の発生の日からその日を含めて 180 日までの間において 90 日を限度とし、1 日につき 2,000 円とする。

(事故の報告)

第 9 条 賠償補償対象者及び傷害補償対象者（以下「補償対象者」という。）又はこれらに代わる者は、市民活動中に事故が発生したときは、石垣市市民活動事故発生通知書（様式第 1 号。以下「事故発生通知書」という。）に事故の概要を記載して、速やかに（障害補償の場合は事故の発生した日からその日を含めて 30 日以内に）市に提出しなければならない。

2 補償対象者又はこれに代わる者は、前項の事故発生通知書とは別に、石垣市市民活動事故報告書（様式第 2 号。以下「事故報告書」という。）に事故の詳細を記載して、速やかに市に提出しな

なければならない。

- 3 前項の事故報告書を提出する際は、市民活動中の事故であること及び被害を証明する書類（当日の活動者名簿、団体規約、事業計画書、年間計画書、行事のチラシ、地図、診断書等）を添付しなければならない。

（事故の審査及び判定）

- 第10条 市は、事故発生通知書又は事故報告書が提出されたときは、当該事故が保険制度の対象となる事故であるかどうかを審査し、対象事故であると認めたときは、事故報告書及び事故を証明する添付書類等の写しを保険会社に提出するものとする。
- 2 市は、当該事故が保険制度の対象となるか又は補償金額について疑義を生じた場合は、保険会社と協議することができる。
- 3 市は、前2項の規定による審査の結果、当該事故が保険制度の対象事故でないと認めたときは、石垣市市民活動保険非該当通知書（様式第3号）を補償対象者に送付するものとする。

（保険金の請求及び支払い）

- 第11条 賠償責任事故に係る保険金は、補償対象者と被害者との間で、損害賠償に関する協議が成立した後に、市が保険会社に請求し、保険会社が補償対象者に支払うものとする。
- 2 傷害事故に係る保険金は、市が保険会社に請求し、保険会社が死亡補償にあっては死亡した補償対象者の法定相続人に、負傷に係る補償にあっては補償対象者に支払うものとする。この場合において、後遺障害に係る保険金の請求は、当該傷害又は疾病の症状が固定した後に、入院及び通院に係る補償金の請求は、入院又は通院が終了した後に行うものとする。

（所管課）

- 第12条 この要綱に定める事務は、市民保健部平和協働推進課で処理するものとする。

（市が実施する事業に関する準用）

- 第13条 この要綱は、市が主催又は共催で行う市民活動に類する事業又は行事で、市民が無報酬（実費弁償程度のものを含む。）で参加する活動に準用する。

（補則）

- 第14条 この要綱に定めのない事項は、第3条により契約する保険契約に係る保険約款及び特約等の定めるところによるとともに、市と保険会社が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 後遺障害等級表

等級	後遺障害	補償保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとする。以下同様とする。）が 0.02 以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。以下同様とする。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。以下同様とする。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	59%

	(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1 上肢の用を全廃したもの (7) 1 下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。以下同様とする。）	
第 6 級	(1) 両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (8) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指を失ったもの	50%
第 7 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 両耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指を失ったもの (7) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指の用を廃したもの (8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。以下同様とする。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸を失ったもの	42%
第 8 級	(1) 1 眼が失明し、または 1 眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの	34%

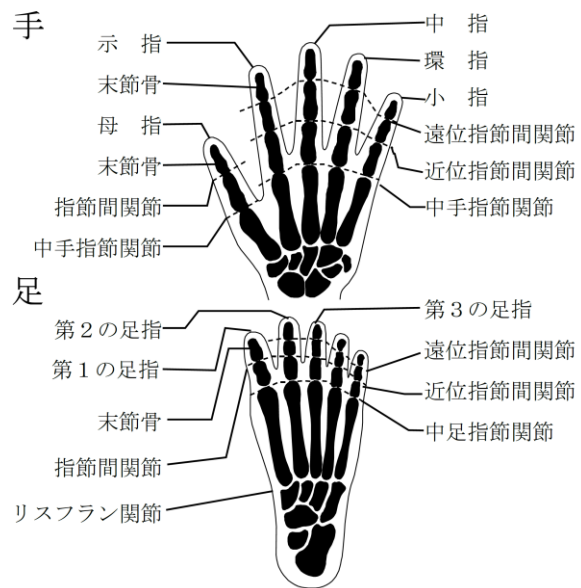
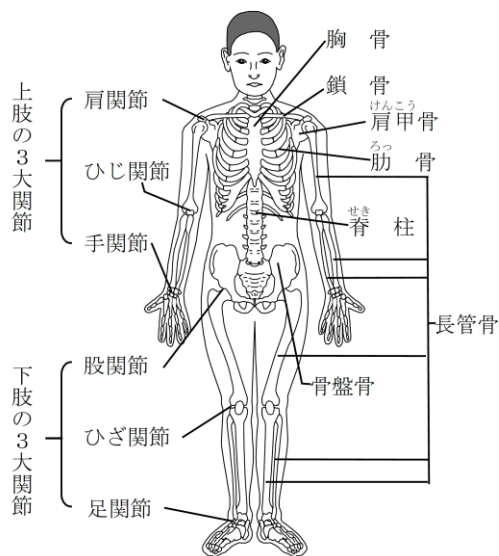
	(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5 cm 以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3 cm 以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%

第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの (12) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を 1 cm 以上短縮したもの (10) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの (11) 1 足の第 2 の足指の用を廃したものの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの	7 %

第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4 %
------	--	-----

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分という。

注2 関節等の説明図



様式第 1 号（第 9 条関係）

石垣市市民活動保険 事故発生通知書

石垣市長 様

年 月 日

・ 通報者氏名

・ 電話番号

・ 事故負傷者又は賠償者との関係 ☐ 本人 ☐ 団体代表者 ☐ 他（ ）

事故区分	☐ 傷害事故 ☐ 賠償責任事故							
活動団体・個人	団体名							
	代表者名							
	連絡先							
活動内容	主な内容							
	活動の性格		☐ 委嘱、請負等 ☐ 自発的な活動					
	報酬等		☐ 有（ ☐ 年 ☐ 月 円） ☐ 無					
事故発生日時	年 月 日（ ） ☐ 午前 ☐ 午後 時							
事故発生場所								
事故の状況								
傷害事故	負傷者	氏名						
		連絡先						
	傷害内容		傷病名					
	医療機関	名称						
		治療		☐ 入院 ☐ 通院 ☐ 手術				
賠償責任事故	賠償者 (当方)	氏名						
		連絡先						
	身体	相手方	氏名					
			連絡先					
		傷害内容		傷病名				
		医療機関	名称					
	治療		☐ 入院 ☐ 通院 ☐ 手術					
	財物・ 保管物	所有者	氏名					
			連絡先					
		物件	物件名称					
損壊程度					損害見込額	円		
石垣市使用欄	受付日	年 月 日 曜日 時				受付方法	☐ 電話 ☐ F A X	
	担当課			担当	(内)	連絡先	TEL FAX	

様式第 2 号（第 9 条関係）

石垣市市民活動保険 事故報告書

石垣市長 様

年 月 日

収受印

・ 報告者団体名

・ 報告者住所

・ 報告者氏名

印

・ 電話番号

・ 事故負傷者又は賠償者との関係 ☐ 本人 ☐ 団体代表者 ☐ 他（ ）

事故区分	☐ 傷害事故 ☐ 賠償責任事故	
活動団体・個人	団体名	
	(ふりがな) 代表者名	印
	住所	〒
	電話番号	- - ☐ 自宅 ☐ 職場 ☐ 携帯
活動内容	活動名称	
	主な内容	
	活動の性格	☐ 委嘱、請負等 ☐ 自発的な活動
	報酬等	☐ 有（ ☐ 年 ☐ 月 円） ☐ 無
事故発生日時	年 月 日（ ） ☐ 午前 ☐ 午後 時	
事故発生場所		
事故目撃者	(ふりがな) 氏名	
	住所	〒
	電話番号	- - ☐ 自宅 ☐ 職場 ☐ 携帯
事故状況	状況（できるだけ詳しく記載・別紙添付可）	事故現場の見取り図

傷害事故	負傷者		(ふりがな) 氏名	印 (年齢 歳)					
			住所	〒					
			電話番号	- - □自宅 □職場 □携帯					
			法定代理人等	(ふりがな) 氏名	印				
				住所	〒				
				電話番号	- - □自宅 □職場 □携帯				
					負傷者との関係	□父母 □配偶者 □子 □他 ()			
	傷害内容		傷病名	名称 ☐ 骨折 ☐ 脱臼 ☐ 打撲 ☐ 捻挫 ☐ 切傷 ☐ 他 ()					
			傷害部位	☐ 頭部 ☐ 顔面 ☐ 頸部 ☐ 胸部 ☐ 腹部 ☐ 腰部 ☐ 上肢 ☐ 下肢 ☐ 他 ()					
			手術	□有 □無 名称 ()			ギプス	□有 □無	
医療機関		名称							
		担当医師							
		住所	〒						
		電話番号	- -						
治療見込		□入院		年 月 日	～	年 月 日	日間		
		□通院		年 月 日	～	年 月 日	うち 日間		
賠償責任事故	賠償者(当方)		(ふりがな) 氏名	印 (年齢 歳)					
			住所	〒					
			電話番号	- - □自宅 □職場 □携帯					
	身体賠償	相手方		(ふりがな) 氏名	(年齢 歳)				
				住所	〒				
				電話番号	- - □自宅 □職場 □携帯				
		傷害内容		傷病名			部位		
				症状・程度			手術	□有 □無	
		医療機関		名称					
				担当医師					
				住所	〒				
				電話番号	- -				
		休業期間		年 月 日 () ～ 年 月 日 () 日間					

賠償責任事故 (続き)	財物・ 保管物賠償	所有者	(ふりがな) 氏名		(年齢 歳)						
			住所		〒						
			電話番号		- - □自宅 □職場 □携帯						
		物件	物件名称								
			損壊程度						損害額	□見込み □確定	
		修理業者	名称								
			担当者								
			住所		〒						
			電話番号		- -						
	他の損害保険の有無		□有 □無 ※有の場合は、他の損害保険証券の写しを添付								
添付資料	(市民活動中の事故であることを証明する添付資料にチェック) ☐ 団体規約・定款等 ☐ 当該年度の事業計画書 ☐ 前年度事業報告書 ☐ 会員名簿 ☐ 当該活動・行事計画書 ☐ 当該活動・行事参加者名簿 ☐ 当該活動・行事チラシ ☐ その他 () ☐ その他 ()										
審査結果(非該当)等送付先	(送付先にチェック) ☐ 負傷者 ☐ 賠償責任者 ☐ 法定代理人等 ☐ 市民活動団体代表者 ☐ 事故報告者										
貼付資料等	1 活動場所までの往復途上の事故の場合は、経路図及び経過を記載 2 対物賠償事故の場合は現場写真を2～3枚貼付・添付 3 賠償事故の場合で、他の損害保険に加入している場合は保険証券の写しを貼付・添付 4 その他の備考等を記載 ※ 記載しきれない場合は別紙を添付してください。										
石垣市使用欄	受付日	年 月 日 曜日				証券番号					
	担当課			担当	(内)	連絡先	TEL FAX				

様式第3号（第10条関係）

石垣市市民活動保険非該当通知書

年 月 日

様

石垣市長 印

年 月 日付けで通知・報告のあった事故については、下記の理由により石垣市市民活動保険制度実施要綱第4条に規定する対象事故と認められないので、その旨通知いたします。

記

（理由）